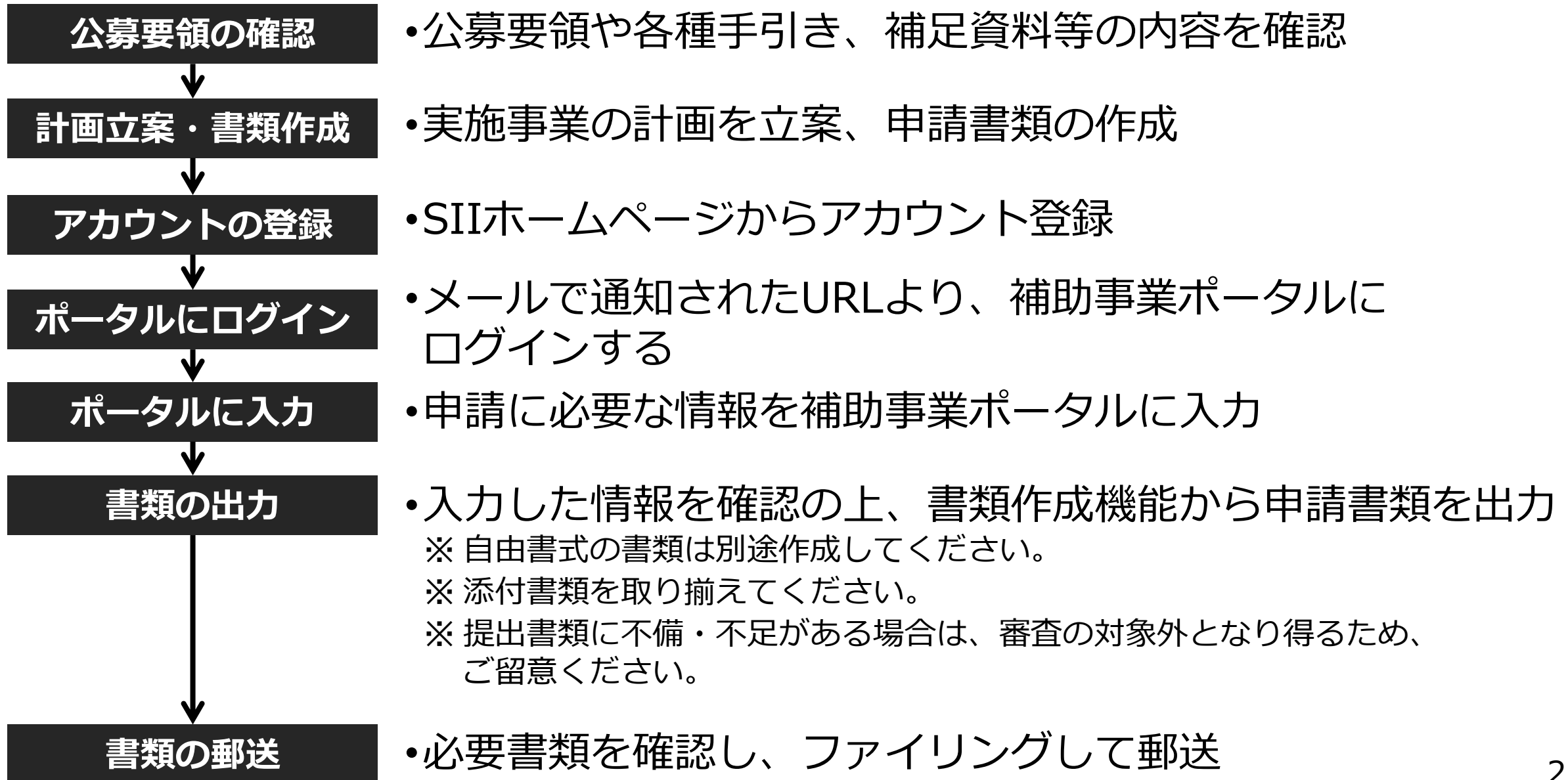


# 交付申請以降の流れ

# 交付申請の手順



# 申請にあたっての留意点

## 書類の提出

書類一式をファイリングして提出してください。

※ 申請先を誤って申請した場合は、正しく申請書が受領されない可能性がありますので、送付前に再度申請先をご確認のうえ、送付してください。

## 見積書について

見積書は (a) 先進設備、(b) オーダーメイド型設備、(c) 指定設備、(d) EMS機器の補助対象設備ごとに取得し、補助事業に要する経費の内訳を設備費、設計費、工事費に分けて作成してください。

## 写し（コピー）を提出する場合について

コピーは片面コピーとして、書類の文字等がはっきりと読み取れることを確認のうえ、提出してください。

## 提出書類について

審査において不備があった場合は後日連絡します。

提出前に**全てのページの写しをとり、事業者にて必ず保管してください。**



**公募要領、手引き等をよく読み、正しい内容の交付申請書類の提出してください。**

# 審査について①

➤ 審査項目、評価項目は以下の通りです。

## 審査項目

- 補助対象事業者及び補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること
- 補助事業の全体計画の確実性、継続性が十分であると見込まれること
- 補助事業に要する経費（設備費、設計費、工事費）は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること

## 評価項目

- 計画省エネルギー量
- 計画省エネルギー率
- 経費当たり計画省エネルギー量  
(補助事業に要する経費 1 千万円当たりの計画省エネルギー量)

# 審査について②

## 評価項目（続き）

- 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた「経営力向上計画」に記載された省エネルギー設備導入事業
- ベンチマーク改善に資することが認められる事業  
※ 企業体が大企業の場合は除く。
- 中小企業者等の省エネルギー事業
- 2019年度以降に省エネルギー診断を受けた省エネルギー事業
- 省エネ法定定期報告書（2020・2021年度提出分）に基づく事業者クラス分け評価制度において、2年連続で優良事業者（Sクラス）を取得した者が取り組む省エネルギー事業  
※ 事業区分（C）単独申請の省エネルギー事業は除きます。
- 中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画の認定を受けた企業が実施する省エネルギー事業であること。

▶ その他評価項目は公募要領をご確認ください

# 交付決定について

- 採択事業者の決定に当たっては、評価項目に従って審査を行い、外部審査委員会の評価を踏まえ、上位者から予算の範囲内で採択を行います。
- 採択事業者に対し、交付決定の通知をします。また、SIIのホームページ上でも公表します。
- 交付決定に併せて、事務取扱説明書をご案内しますので、交付決定後は、事務取扱説明書に従って、事業を実施してください。

# 補助事業の実施

## 補助事業の開始

- 補助事業に係る契約・発注等は、交付決定後に行うこと
- 事業の実施に当たっては3者以上の見積依頼・競争入札等を実施し、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を選定すること

## 中間報告

- 別途定める期日までに①着工前写真の提出、②補助金振込口座の登録をすること

# 実績報告及び補助金の確定

## 補助事業の完了

- 補助対象事業者が導入した補助対象設備等を検収のうえ、補助事業に要する経費の支払いが完了した時点をもって完了とします。  
※ 複数年度事業は当該年度の支払いが完了した日
- 原則、2023年1月31日（火）までに補助事業を完了させてください。

## 実績報告及び補助金の確定

- 事業完了日から30日以内又は2023年2月6日（月）のいずれか早い日までに、  
補助事業の実施体制に関する資料含め全ての書類を揃えて、SIIに提出してください。
  - ▶ SIIにて実績報告を受理した後、書類検査を行い、補助金額を確定します。  
(一部の事業については現地調査を行います)



# その他の注意事項

## **交付申請後の変更等**

交付申請を行った後、代表者・事業者名・住所が変わる場合は速やかにSIIに変更届を提出してください。

## **取得財産等の管理**

本事業により導入した設備は交付規程で定める取得財産等管理台帳にて管理し、処分制限期間の間、継続的に事業で使用していただくことが前提です。万が一処分制限期間内に設備の売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄等、処分を行う場合は、予めSIIの承認を受ける必要があるため、速やかにご連絡ください。

## **補助金適正化法の違反等**

補助事業者による事業内容の虚偽申請や補助金等の重複受給、その他不正な手段で補助金を受給した場合は、交付決定の取消し、事業者名の公表、その他の罰則が科せられることがあります。

公募要領、交付規程及び各手引きをよく読み、間違いのないよう手続きを行ってください。

# お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

事業区分別にお問い合わせ先が異なります。

## 電話番号

(A) 先進事業

**03-5565-3840**

(B) オーダーメイド型設備事業

**03-5565-4463**

(D) エネマネ事業

(C) 指定設備導入事業

**0570-055-122**

※IP電話からのお問合せ (C)

**042-303-4185**

## 受付時間

10時～12時、13時～17時まで  
(土日祝日を除く)

## ホームページ

<http://sii.or.jp/>